

江東区一般廃棄物処理基本計画改定支援業務委託 公募型プロポーザル実施要領

1 事業の趣旨・目的

現行の江東区一般廃棄物処理基本計画は、平成29年3月に策定され、平成29年度を初年度として、令和8年度までの10年間を計画期間としている。現行計画策定後、本区は、令和2年3月に「江東区長期計画 令和2年度 ▶ 令和11年度」及び「江東区環境基本計画（後期）令和2～6年度」を策定している。これらの計画との整合性を図りながら、国、東京都の動向や、現行計画策定後の清掃事業を取り巻く社会状況の変化を踏まえて、現実的かつ具体的な内容となるよう、一般廃棄物処理基本計画を改定するものである。

改定にあたっては、江東区環境審議会に「江東区一般廃棄物処理基本計画改定専門委員会」が設置され、新たな一般廃棄物処理基本計画に盛り込むべき考え方について提案がなされる予定である。

新たな一般廃棄物処理基本計画の策定を円滑に行なうため、豊富な実績とノウハウを有するとともに、当該業務に対し十分なコンサルティングを実施しうる事業者を募集し、企画提案（プロポーザル）方式で選定する。

2 業務概要

- | | |
|-----------|------------------------|
| (1) 業務名 | 江東区一般廃棄物処理基本計画改定支援業務委託 |
| (2) 業務内容 | 別紙「委託仕様書」のとおり |
| (3) 契約期間 | 令和3年4月1日から令和4年3月31日まで |
| (4) 委託上限額 | 5,541,800円（消費税込） |

本募集は、江東区議会での令和3年度一般会計予算の議決を前提としている。議会の議決状況により事業の中止、金額の変更の可能性のあることを了解のうえ、企画提案を行うこと。

3 参加資格

企画提案に参加する者は、次に掲げる要件をすべて満たしていること。

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しないこと。
- (2) 民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続開始の申立てをした者であっては更生計画の認可がなされていない者、会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく再生手続開始の申立てをした者にあっては再生計画の認可がなされていない者でないこと。
- (3) 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団をいう。）又はその構成員の統制下にある法人ではないこと。
- (4) 江東区競争入札参加有資格者指名停止措置要綱（27江総経第3281号）による指名停止を受けていないこと。
- (5) 江東区における競争入札参加資格を有すること（東京電子自治体共同運営「電子調達サービス」による）

- (6) 都内又は近県（千葉県・埼玉県・神奈川県）に事業所を有し、平成 28 年度以降、国又は地方自治体が実施した廃棄物処理基本計画策定支援業務を受託した実績を有すること。

4 スケジュール

- (1) 実施要領の公表期間
令和 3 年 1 月 2 5 日（月）～令和 3 年 2 月 2 5 日（木） 午後 5 時
- (2) 質問受付期間
令和 3 年 1 月 2 5 日（月）～令和 3 年 2 月 8 日（月） 午後 5 時
- (3) 質問回答日
令和 3 年 2 月 1 2 日（金）
- (4) 参加表明書・提案書等提出期限
令和 3 年 2 月 2 5 日（木）午後 5 時厳守
- (5) 第 1 次審査結果通知
令和 3 年 3 月 2 日（火）
- (6) 第 2 次審査
令和 3 年 3 月 1 2 日（金）
- (7) 最終選定結果通知
令和 3 年 3 月 1 5 日（月）頃

5 参加手続

- (1) 実施要領の公表
- ① 公 募 期 間：令和 3 年 1 月 2 5 日（月）～令和 3 年 2 月 2 5 日（木）
 - ② 公 募 方 法：区ホームページにて公表
- (2) 質疑・回答
- ① 質問受付期間：公募開始～令和 3 年 2 月 8 日（月）午後 5 時必着
 - ② 質問方法：持参・郵便・FAX 又は電子メールにより下記担当部署まで提出すること
 - ③ 回答日時：令和 3 年 2 月 1 2 日（金）
 - ④ 回答方法：質問への回答は江東区 HP に掲示し、個別の回答は行わない
- (3) 応募書類の提出
- ① 提出期限：令和 3 年 2 月 2 5 日（木）午後 5 時厳守
※提出期限後に到着した書類は無効とする
 - ② 提出方法：持参（平日の午前 9 時～午後 5 時）又は郵送
※持参する場合は、下記担当部署へ事前連絡すること

6 応募書類

- (1) 提出書類
- ① 参加表明書（様式 1）
 - ② 会社概要書（任意様式）
 - ③ 平成 2 8 年度以降の自治体業務の受託実績（任意様式）
 - ④ 企画提案書（任意様式：A 4 版・縦、6 ページ以内）
- ※真に必要な場合を除き、個人の情報や、これらを類推できるような事項を記載しないこと。

※以下の内容についての提案を記載すること。また、以下の内容に加えて、独自の提案がある場合は、その内容も記載すること。

※本区が一般廃棄物処理基本計画を改定するにあたり、貴社が想定する視点とその方向性を、江東区清掃リサイクル条例（平成 11 年条例第 34 号）の趣旨に基づき示し、その上で以下の点について提案すること。

ア 本区は、長年ごみ公害の被害を被ってきた経緯もあり、一般廃棄物処理基本計画の中に、その歴史の概略を載せている。現在も、本区は新江東清掃工場と有明清掃工場の 2 工場を有し、特に新江東清掃工場は日量 1, 800 トンのごみの焼却処理能力があり、他区で処理しきれないごみの受け入れを担っている。このため清掃負担の公平を図るための努力を行ってきたが、このような江東区独自の歴史的経緯を把握しているか、また、計画に反映することができるか。

イ 本区一般廃棄物処理の現状及び重要課題等の分析、問題点抽出の具体的手法。

ウ 新たな計画における目標設定のあり方及び手法の提案ができるか。本区の独自性を生かした施策や、今後の廃棄物行政を展開するための新たな(ユニークな)施策を提案できるか。プラスチック資源のリサイクルについて有効な施策を提案できるか。

エ 食品ロス削減推進計画の概要を提案できるか。

オ SDGs の視点を取り入れた施策を提案できるか。

カ 区民・事業者・行政の役割分担について、本区の 5R(3R にリフューズ、リペアを追加)の施策を盛り込んで提案できるか。

キ 全国の廃棄物行政の最新情報を持っているか。国・東京都・東京二十三区清掃一部事務組合の現状及び課題を把握しているか。

ク 本業務における貴社の実施体制（本項目はページ数に含まない。）

- ・担当組織

- ・担当者および経歴(専任・兼任ごと)(担当者の他自治体含む本業務の担当実績)

- ・作業スケジュール

- ※ 計画(案)作成完了は令和 3 年 10 月末とする。

- ・審議会の運営や、資料を期限内に提供できる組織体制及び支援体制

⑤ 価格提案書(任意様式:内訳を記載した見積書)

⑥ その他提案の性質に応じて、必要な書類(A4、2 ページ以内)

(2) 提出部数

① 上記(1)提出書類①⑤については正本 1 部(代表者印を押印したもの)、副本 8 部(正本のコピー)

② 上記(1)提出書類②③④⑥については 9 部

(3)

※提出時期については、スケジュールのとおり

※提出された企画提案書は、本プロポーザルにおける契約の相手方の候補者の選定以外の目的では使用しない。ただし、公文書開示請求があった場合は、開示対象になることがある。

7 選定方法・評価方法

公募型プロポーザル方式により受託事業者を決定する。各事業者の企画提案の審査は、江東区一般廃棄物処理基本計画改定支援業務委託事業者選定委員会（以下、事業者選定委員会という。）において行う。

(1) 評価基準

別紙「評価基準」のとおり

(2) 第一次審査（書類審査）

提出書類について書類審査を実施し、上位3者程度を第一次審査通過者として選定する。

(3) 第二次審査（プレゼンテーション）

第二次審査通過者について、プレゼンテーション審査を実施する。プレゼンテーションの方法等については、第一次審査通過者に個別に通知する。（通知方法は郵送及びメールにて送付する。）なお、プロジェクター及びスクリーンは区で用意する。

(4) 候補者の選定について

- ① 事業者選定委員会の審査結果に基づき、総合点が最も高い者を、契約の相手方の候補者として選定する。
- ② 最高点の者が複数の場合は、価格提案書の金額が最も安価な者を契約の相手方の候補者として選定する。なお、金額も同額の場合については、当該者は、当初提案の金額の範囲内で、価格提案書を再作成し、再提出された価格提案書の金額が最も安価な者を契約の相手方の候補者として選定する。
- ③ ①、②に関わらず、総合点が120点未満の場合は、候補者として選定しない。

(5) その他

次に掲げる事項に該当する者は、失格とする。

- ① 提出した書類に虚偽の内容を記載した場合
- ② 本募集要領に示した企画提案書等の作成及び提出に関する条件に違反した場合
- ③ 価格提案書の金額が委託上限額を超える場合
- ④ 評価の公平性に影響を与える行為があった場合
- ⑤ 評価に関わる委員に対して、直接、間接を問わず故意に接触を求めた場合
- ⑥ その他選定結果に影響を及ぼすおそれのある不正行為を行った場合

8 選定結果の通知・公表

第一次審査後、企画提案書を提出した全ての事業者へ第一次審査通過又は非通過の結果を通知する。また、第二次審査後、プレゼンテーションに参加した全ての事業者へ選定又は非選定の結果を通知するとともに、下記項目について江東区ホームページにて公表する。

【公表事項】

(1) 候補者の名称、総合点及び選定理由

(2) (1) 以外の参加者の名称及び総合点

※(1) 以外の参加者の名称は、ABC表記とする。

※参加者が2者の場合、次点者の得点は公表しない。

9 契約手続

- (1) 契約交渉の相手方に選定された者と江東区との間で、委託内容、経費等について再度調整を行った上で委託契約を締結する。
- (2) 選定された候補者が、特別な事情等により契約を締結しない場合は、その理由を記載した辞退届を提出すること。なお、この場合、次順位者を候補者とする。

10 その他

- (1) 参加表明書の提出後に辞退する場合は、書面により届け出るものとする。
- (2) 企画提案書及び価格提案書については、1者につき1提案に限る。
- (3) 企画提案書及び価格提案書を提出した後の差替、訂正、再提出をすることはできない。ただし、江東区から指示があった場合を除く。
- (4) 参加表明書を提出した後、江東区が必要と認める場合は、追加書類の提出を求めることがある。
- (5) 提出書類の作成、提出、ヒアリング及びプレゼンテーション等に要する経費は、提案者の負担とする。
- (6) 書類等の作成に用いる言語、通貨及び単位は、日本語、日本円、日本の標準時及び計量法（平成4年法律第51号）に定める単位とする。

11 問い合わせ・提出先

〒135-8383 東京都江東区4丁目11番28号

江東区環境清掃部 清掃リサイクル課 清掃リサイクル係

電話 03-3647-9181（直通）

FAX 03-5617-5737

E-mail : seisourecycle@city.koto.lg.jp